

紀北町地域おこし協力隊募集要項

1. 募集人員

「地域のしごとコーディネーター」に従事していただける方 1名

2. 業務概要、配置先等

紀北町役場、地域住民、関係団体等と密に連携しながら、以下の活動を行っていただきます。

業務概要
■地域のしごとコーディネーター ・地域事業者の事業承継ニーズの調査、および、情報の整理と管理 ・地域のしごと、働き方、暮らし方に関する情報発信 ・仕事を求める移住希望者のサポート ・活動中の気づきや地域課題を踏まえた新たな事業の企画立案
【その他業務】 ・連絡会議・研修会・成果報告などへの参加 ・地域の資源や隊員の個性・スキルを活かした町の魅力発信 ・その他、目的達成に資する活動
■活動拠点：紀北町役場 企画課 ■居住地：紀北町内 ■担当部署：企画課企画係（TEL0597-46-3113）
■参考 ・紀北町ホームページ https://www.town.mie-kihoku.lg.jp/ ・紀北町観光協会ホームページ https://kihoku-kanko.com/
求められる適性
・人と出会うこと、話すこと、人と人をつなげることが好きな方 ・人をサポートすることが好きな方 ・積極的に町の魅力を知る意思がある方 ・SNSでの情報発信が得意、または好きな方 ・情熱と客観性を持ち合わせている方 ・「どうしたらもっと良くなるか」を考え、問題解決への企画をするのが好きな方 ・役場職員や他の地域おこし協力隊員と円滑にコミュニケーションを取り、協力して活動できる方

3. 応募資格

- ・ 3大都市圏内の都市地域並びに札幌市、仙台市、新潟市、相模原市、静岡市、浜松市、京都市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市のうち条件不利区域以外の区域に生活の拠点を置く方で、委嘱期間中紀北町内に住民票を移して生活できる方
- ・ 普通自動車運転免許を所有または取得見込みの方
- ・ 心身が健康で、誠実に活動を行うことができる方
- ・ 地域の活動に積極的に参加できる方
- ・ 他の地域おこし協力隊と連携・協力し活動できる方
- ・ 業務に必要なパソコン操作（GoogleWorkSpace等）ができる方
- ・ 任期終了後、紀北町において、定住、起業・継業に意欲のある方
- ・ 地方公務員法及び町の条例、規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- ・ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方

4. 採用予定日

令和8年3月（予定）※着任時期については、相談に応じます。

5. 雇用形態及び期間

- ・ 「紀北町地域おこし協力隊設置要綱」に基づき町長が委嘱し、地方公務員法第22条に規定する会計年度任用職員とします。
- ・ 初年度の委嘱期間は委嘱の日から令和8年3月31日までとします。
- ・ 次年度以降の委嘱については、活動状況や実績等を勘案し、委嘱期間を1年間延長することができ、期間は着任から最長3年間とします。

6. 応募方法と受付期間

令和7年11月13日（木）から令和7年12月12日（金）

※ 郵送の場合は、受付期間最終日必着

※ 持参の場合は、上記期間の午前8時30分から午後5時までに紀北町役場企画課窓口へ提出（ただし、土・日曜日、祝日、閉庁日は除く）

7. 提出書類（各1通）

- ① 様式1 紀北町地域おこし協力隊応募用紙
- ② 様式2 紀北町地域おこし協力隊活動目標
- ③ 住民票抄本

※ 応募書類は返却いたしません。また、提出された個人情報については、本応募のみに使用し、その他の用途には使用しません。

8. 選考方法

【第1次審査】

書類選考の上、結果を令和7年12月下旬ごろに応募者全員に文書で通知します。

【第2次審査】

第1次審査合格者については、個人面接を行います。

なお、2次審査に要する交通費等は個人負担となります。

第2次審査実施日：令和8年1月20日(火)

9. 最終選考の結果

決定後、本人に郵送にて通知します。（令和8年1月下旬ごろ）

10. 待遇・福利厚生等

- ・ 月額報酬：275,000円
 - ・ 休日：土日祝日・年末年始（12月29日～1月3日）
（業務上、土日祝日に出勤することがあり、その場合は平日の勤務時間に振替休暇となります。）
 - ・ 勤務時間：8：30～17：00（1日につき7時間30分）
 - ・ 年次有給休暇及び特別休暇あり
 - ・ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険へ加入
 - ・ 年1回の一般健康診断を実施します。
 - ・ 住居は個人での契約となります。住居探しについては、相談に応じます。
 - ・ 転入等にかかる当町までの交通費、引越しに必要な費用は個人負担となります。
 - ・ 業務中に必要となるパソコン等の機器については、町が貸与いたします。ただし、業務場所での使用とし、自宅等への持ち帰りは認められません。
 - ・ 業務に要する備品等は当町が準備し、旅費は当町が負担します。また、業務用に共用の公用車を使用し、燃料費は当町が負担します。
 - ・ 業務に支障がなければ、地域協力活動に関連しているもの、定住に向けた基盤づくりに関連しているものについては、業務時間外での兼業を認めます。
- ※その他賞与、時間外手当、退職手当等は支給しません。

【書類提出先及び問い合わせ】

〒519-3292

三重県北牟婁郡紀北町東長島769番地1

紀北町役場企画課企画係

TEL：0597-46-3113 FAX：0597-47-5908

E-mail：kikaku@town.mie-kihoku.lg.jp

【業務内容等の問い合わせ】

紀北町役場企画課企画係 TEL0597-46-3113